

副
本

平成21年(行コ)第269号 八ッ場ダム費用支出差止等請求控訴事件
控訴人 柏村忠志 外19名
被控訴人 茨城県知事 外1名

準備書面(9)

平成25年7月5日

東京高等裁判所第10民事部 御中

被控訴人両名訴訟代理人弁護士

伴 義聖



被控訴人茨城県知事指定代理人

小又 真澄



桔梗谷 かおる



大高 誠



朝日 光



齊藤 昭



渡辺 北



岩田 孝



金井 政



志田 健



和田 幸



柴田 隆



堀江 義



藻垣 功



磯崎 博



栗原 武

被控訴人茨城県公営企業管理者指定代理人

目 次

はじめに	5
——本件は法律問題で結着させるべき事案であること	
第1部 治水に関する主張について	9
第1 控訴人ら準備書面（15）第1部第1の1，同（16）について	9
1 治水調査会利根川小委員会議事録と治水調査会利根川委員会議事録について	9
2 八斗島地点とその下流の川俣地点の観測流量について	12
3 東京新聞の報道について	15
第2 控訴人ら準備書面（15）第1部第1の2～8，第2の1について	21
1 カスリーン台風の再来で2万2000m ³ /秒の大洪水が来襲するとの広報について	21
2 基本高水のピーク流量を1万7000m ³ /秒から2万2000m ³ /秒に増加させた際の説明について	22
3 森林の保水力について	24
4 さいたま地裁の調査嘱託に対する関東地方整備局の回答について	25
5 基本高水の計算の前提条件である河道断面について	26
6 「2万2000トンありき」の検討－馬淵大臣の謝罪という主張について	27
7 利根川の整備状況と現況の流下能力について	28
8 ハッ場ダムの治水効果が下流に行くほど減衰するという主張について	30

第3 控訴人ら準備書面（15）第1部第2の2について	31
1 八ッ場ダム建設事業の検証における八ッ場ダムを含む治水対策案と八 ッ場ダムを含まない4つの治水対策案の事業費比較について	31
2 八ッ場ダムの洪水調節効果量について	32
3 八斗島地点の流量の取り扱いについて	32
 第4 控訴人ら準備書面（15）第1部第2の3について	34
1 「非現実的な洪水流量を想定していること」について	35
2 「過大な洪水被害額を想定していること」について	37
3 「堤防高のスライドダウン評価による流下能力の過小評価」につい て	38
4 「想定破堤地点と氾濫開始流量想定地点を変える奇妙な計算」につい て	38
5 「上流側ブロックと下流側ブロックが同時氾濫するとしていること」 について	39
6 「まとめ」について	39
 第2部 地すべり等に関する主張について	40
第1 控訴人ら準備書面（15）第2部について	40
1 貯水池周辺の地すべり調査	40
2 八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討以前の地すべり対策工	41
(1) 川原畑二社平地区について	41
(2) 林勝沼地区について	41
(3) 横壁白岩沢右岸地区について	42

(4) 横壁小倉（西久保）地区について	4 2
3 大滝ダム、滝沢ダムの現在の状況	4 3
4 八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討における地すべり対策	4 3
(1) 地すべり地形等の抽出について	4 3
(2) 地すべり等の安定解析に用いる数値の設定について	4 3
(3) 地すべり対策施設における地震対策について	4 4
5 まとめ	4 4
第2 控訴人ら準備書面（17）について	4 5
1 環境法規違反に関する問題について	4 5
2 八ッ場ダム予定地の遺跡に関する問題について	4 5
補 足	4 6

はじめに

——本件は法律問題で結着させるべき事案であること

1 控訴人らの治水に関する主張は、地すべり等に関する主張を含め、被控訴人茨城県知事（専決権者を含む。）の財務会計行為（受益者負担金の国庫への納付）の適否とどのように関連するのかを一切明らかにすることなく、一方的に、しかも失当な主張を羅列するだけのものであって、およそ法律論としての体をしていない。

また、控訴人らの利水（水道用水）に関する主張も、被控訴人茨城県企業局長（専決権者を含む。）の財務会計行為（建設費負担金の国庫への納付等）の適否との関連を一切示しておらず、上記と全く同様のものである。

2 ところで、被控訴人茨城県知事の治水に関する受益者負担金の国庫への納付が違法となるのは、国土交通大臣の納付の通知に重大かつ明白な瑕疵が存しそれが違法無効の場合に限られるが（被控訴人ら準備書面（6）及び同（7）参照）、控訴人らが羅列する主張によっても、そのような瑕疵があるとはいえず、主張自体失当であることは明らかである。

すなわち、治水に関し控訴人らの主張する基本高水のピーク流量等の問題はすぐれて河川工学等の専門分野に属する問題であって、仮にそこに瑕疵があったとしても、茨城県を含む1都5県にとって一見して明白なものではなく、また、控訴人らの主張する地すべりの危険性等の問題は技術的に解決できる問題である上、このような現地の地質等の問題が1都5県にとって明白性を欠くことも自明であるため、控訴人らの治水等に関する主張によって、国土交通大臣の納付の通知に重大かつ明白な瑕疵があるとはいえないからである。

本件は、控訴人らの治水等に関する主張によって（仮にその主張が認められるとしても）、被控訴人茨城県知事の受益者負担金の国庫への納付が違法となるこ

とはそもそもあり得ないのであって、控訴人らの主張はすべて主張自体失当のものと断言できる。

3 また、被控訴人茨城県企業局長の利水に関する建設費負担金の国庫への納付が違法となるのは、前記同様に国土交通大臣の納付の通知に重大かつ明白な瑕疵が存しそれが違法無効の場合（水特法負担金及び基金負担金の支出は、水特法協定書及び基金協定書等が無効であるか又は無効でないものの取消権、解除権を有し若くは解消し得る特殊な事情がある場合）に限られるが、建設費負担金の負担は、茨城県や茨城県企業局において利水上の必要性があることを要件とするものではなく、八ッ場ダムの建設に関する基本計画においてダム使用権の設定予定者の地位にあることに基づくものであって、いくら茨城県（企業局）にとって八ッ場ダムは利水上必要性がないと言ってみても、主張自体失当の無意味な主張でしかない。

さらに、水道用水の水源に余裕（水余り）があるから被控訴人茨城県知事は八ッ場ダム使用権の設定申請を取り下げなければならず、それをせずに茨城県企業局長が漫然と建設費負担金を国庫へ納付したのは違法だというような見解（本件の原審のほか、東京都控訴審判決（乙346号証）も「余地がある」としつつ同旨での枠組を設定している。）は、仮に申請を取り下げなければならない状況にあったとしても、それだけで当然に国土交通大臣の納付の通知が違法無効となるものではないため（取下げのためには法定の手続を踏まなければならない。），失当の見解と言わざるを得ない。しかも、このような見解は、最高裁平成4年12月15日第三小法廷判決（民集46巻9号2753頁）のいう「（財務会計行為が違法となるのは、当該行為に）先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、原因行為を前提としてなされた職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られる」とする趣旨やそこでいう「原因行為」の意義を正解したものではない上（被控訴人ら準備書面（6）6ないし8

頁，同（7）9頁参照），ダム使用権の設定申請の取下げのいかんは水道行政全般に関わる知事，議会議員等の政策判断事項であって，財務会計担当者が一存で，あるいは単に茨城県の住民というだけで何の正当性もない20名の住民が訴えをもって，その適否を左右できるようなものではないのであり，その点でも失当の見解といわざるを得ない（仮に直接請求でこの点を問題とするのならば，地方自治法75条の事務監査請求によることになる。）。

本件は，控訴人らの利水に関する主張によって（仮にその主張が認められるとしても），被控訴人茨城県企業局長の建設費負担金の国庫への納付等が違法となることはあり得ないのであって，控訴人らの利水に関する主張はすべて主張自体失当のものと断言できる。

4 なお，本件に関連する東京都控訴審判決は，建設費負担金と受益者負担金の両者の国土交通大臣の納付の通知について，これを原因行為ととらえ，「原因行為について重大かつ明白な違法ないし瑕疵があるなど，当該原因行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正の見地から看過し得ない瑕疵があるとき」という基準を設定して，当該通知にこのような瑕疵が存するか否かについて実体判断に入っているが，（i）このような基準は用いられる場面の異なる2つの基準を無理につなぎ合わせたものであること，（ii）処分自体に存する瑕疵と財務会計行為者からみた瑕疵とを混同していること，（iii）処分により財務会計行為が義務付けられているのに財務会計行為者において予算執行の適正確保の見地から当該財務会計行為を行うことの可否を左右できるはずがないこと，（iv）処分が金銭の納付に係るものに限って重大かつ明白な瑕疵という処分の無効要件を特に緩和しなければならない理由はないこと，（v）このような基準を設定すると，以下の5に述べるような不合理な結果になるなど，批判に耐えられるようなものはない（被控訴人ら準備書面（7）参照）。

そのため，このような無効要件を緩和して実体判断に踏み込むことは適切では

ない。

5 本件において仮に治水問題、利水問題について実体に踏み込んでご判断をされるということになると、国民（本件では1都5県の都県民）でありさえすれば、たとえ1人であっても（本件では296万茨城県民のうち20名）、また、訴えの利益等法律上の利害関係が全くなくとも（20名の法律上の利害関係は皆無である。），さらには、第三者の法律上の利益を害することになっても（現地住民や利根川沿川住民は八ッ場ダムの早期建設を強く望んでいる。），国の実施する事業（八ッ場ダム建設事業）等を俎上に乗せて訴訟でその内容の適否を争うことができるということになるが、このような誇大妄想的な非常識な訴訟が許容されてよいはずがなく、このことは、法律家ならずとも何人からみても自明のことであろう。本件の原審（乙265号証の1・2の東京地裁判決の影響を強く受けていると思われる。）や東京都控訴審判決の実体に踏み込んだご判断は、結果的にこのような奇怪な訴訟を許容するものとなっているのであり、東京都側から然るべき主張がなされていなかったのかもしれないが、大いに問題があると評さざるを得ない。

被控訴人らは、原審において本件の住民訴訟に係る訴えは却下されるべきである旨申し立てたが、少なくとも本件は、治水関係の先例である乙152号証、乙347号証の1及び2程度のご判断で十分なはずである。

6 このように本件は法律問題で決着させるべき事案といえるが、他方で被控訴人らは、本件の八ッ場ダム建設事業が政権交代に伴い大きな政治問題となったこと等から、当審においても参考として実体についても詳しく説明（反論）して来ている。利水に関しては、被控訴人ら準備書面（1）、同（3）及び同（6）に述べたとおりであり、説明（反論）未了のものは残っていないため、以下、それが未了の治水、地すべり等の主張に関し、第1部において控訴人ら準備書面（15）及び同（16）の治水に関する主張に対し、第2部において控訴人ら準備書面（1

5) 及び同(17)の地すべり等に関する主張に対し(いずれも多くは従前の主張の繰り返しであるが), 説明(反論)することとする。

第1部 治水に関する主張について

「はじめに」に述べたように, 控訴人らの治水上の必要性に関する主張は, 国土交通大臣の納付の通知を無効たらしめるものではなく, 茨城県知事の受益者負担金の国庫への納付が違法となることはないため, 主張自体失当の主張でしかない。

しかし, 被控訴人らは, これまで準備書面(2)及び同(4)で控訴人らの主張に対し, 参考説明(反論)してきているため, 従前の扱いに従って, 以下, 未了の控訴人ら準備書面(15)及び(16)について, 反論を兼ねて説明する。

第1 控訴人ら準備書面(15)第1部第1の1, 同(16)について

1 治水調査会利根川小委員会議事録と治水調査会利根川委員会議事録について(控訴人ら準備書面(15)第1部第1の1(1)~(7)(2~5頁), 同(16)第2の1~3(3~5頁))

(1) 控訴人らは, 昭和22年11月25日から昭和23年9月24日まで10回開催された「治水調査会利根川小委員会」(以下, 第1において「小委員会」という。)議事録(乙358号証(甲B第190号証))によれば, 八斗島基準地点の基本高水のピーク流量である1万7000m³/秒は政治的に決定された数値であり, 科学的な根拠がなく, 控訴人らがこれまで主張してきた1万5000m³/秒以下が正しい旨主張している。

小委員会議事録を俯瞰的に読めば, 第4回までの小委員会においては八斗島基準地点のピーク流量を1万5000m³/秒として議論が進められてきたことがうかがえる(乙358号証1~7頁)。そして, 第6回小委員会において当時の第一技術研究所(現在の(独)土木研究所)から八斗島

基準地点のピーク流量 1万 7 0 0 0 $\text{m}^3/\text{秒}$ が示され（乙 3 5 8 号証 8・9 頁），第 7 回から第 9 回までの小委員会で議論を行った結果（乙 3 5 8 号証 9～14 頁），1万 6 8 5 0 $\text{m}^3/\text{秒}$ を昭和 22 年 9 月の出水における最大流量として決定した事実が認められる（乙 3 5 8 号証 21 頁）。

控訴人らは，ピーク流量 1万 7 0 0 0 $\text{m}^3/\text{秒}$ に決める意思が小委員会の会議の途中から働いて，それ以外の案を排除するようになったと一方的に推測し，合理性を排除する意思が存在するとまで主張しているが，この小委員会議事録からそのような存在をうかがうことは全くできない。

控訴人らは，第 8 回小委員会議事録にある「結局討議の結果，利根川小委員会に関係府県土木部長を加えた懇談会を開き，地方の政治的意向を聞いた上で改めて協議会（知事を含める。）を開くことに決定」（乙 3 5 8 号証 11 頁）との記載のみを断片的に捉え，1万 7 0 0 0 $\text{m}^3/\text{秒}$ は政治的に決められたものと一方的に断定し，科学的な根拠がないと主張しているに過ぎない。

(2) 控訴人らは利根川百年史の記載を引用し（乙 3 5 9 号証 914 頁），「利根川改修改訂計画」（昭和 24 年 2 月）が承認される段階で，関係都県から河川改修などの要望が出された際に，八斗島地点上流域を抱える群馬県は八斗島地点よりも下流の支川の石田川，早川の改修要望を出しているが，八斗島地点上流域については一切触れていないことから，八斗島地点上流域には氾濫や洪水はなかったか，あっても深刻なものでなかった旨主張しているが，これも資料を断片的に引用し，都合よく解釈した誤った主張である。

昭和 24 年 2 月 11 日に開催された「治水調査会利根川委員会」（以下，第 1 において「委員会」という。）議事録（乙 3 5 8 号証）を俯瞰的に読めば，まず，「利根川改修改訂計画案」が朗読され，その後，計画洪水量

等について個別案件の討議がなされた。

その中で利根川本川の堤防余裕高についての討議がなされ、群馬県からは、当時の建設省の本川堤防計画は福島橋（八斗島地点上流）付近までとなっており、その上流は昭和22年の溢水により氾濫被害があった地区であったため、ある程度の補強がなされていることも踏まえ、計画区域をさらに上流の渋川市付近まで延長することを要望している（乙358号証85頁）。

また、支川の改修計画についても討議がなされ、当時の建設省から、八斗島地点上流の支川である鳥川、神流川、鏑川においても昭和22年の流量を勘案した計画の見直しを行うとの説明に対して、群馬県からは、八斗島地点下流の支川である石田川、早川も追加して欲しい旨の要望をしている（乙358号証93頁）。

このように、群馬県が八斗島地点下流の河川改修の要望しかしていないとする控訴人らの主張は、委員会議事録に記載された事実に反するものである。

さらに、茨城県にとって昭和22年の洪水が未曾有の甚大な災害であったことは、被控訴人ら準備書面（2）第1の1（2）（7～10頁）、同（4）第1の4（3）（18～21頁）に述べたとおりである。（乙320号証写真2～写真4・写真6・写真7、乙322号証8・9・12・13・18～20・22～25・33～38頁）これに加え、当時群馬県では、昭和22年の洪水の甚大な被害を痛感し、群馬県復興方策委員会を設置し、当時の日本学術振興会（現在の日本学術会議）に対して災害の様相の科学的な究明、将来への災害防除策及び復興計画の調査・立案を要請し、日本学術振興会から報告された報告書が「カスリン颶風の研究」（乙360号証）であり、これによれば当時の群馬県知事、群馬県県議会議長、日

本学術振興会特別委員会委員長の言葉からも昭和22年の洪水が未曾有の大災害であり、最大限の危機意識をもって対処していたことがうかがえるのである（乙361号証序文1・序文3・序文5・序文6）。

控訴人らの八斗島地点上流域には氾濫や洪水はなかったか、あっても深刻なものでなかったものとの推測は、無責任極まりないものであり、群馬県民にとって耐え難い暴言であろう。

(3) 上記(1)及び(2)に述べたように、控訴人らは、60年以上前に開催された小委員会議事録と委員会議事録を断片的に都合よく解釈し、八斗島基準地点のピーク流量1万7000m³/秒には科学的な根拠がなく、自ら主張している1万5000m³/秒以下が科学的に正しい旨主張しているが、小委員会議事録と委員会議事録からはそのような事実は全く確認できず、被控訴人ら準備書面(4)第2の1の主張(乙219号証の1の3~7頁)が誤りなどといえるものではない。

(4) いずれにせよ、控訴人らの主張はいずれも失当である。

2 八斗島地点とその下流の川俣地点の観測流量について（控訴人ら準備書面(15)第1部第1の1(6)イ(4・5頁)，同(16)第2の4(5~8頁)）

(1) 控訴人らは、八斗島地点から約30km下流にある川俣地点でのカスリーン台風時の最大観測流量が1万3440m³/秒であり、八斗島地点の最大観測流量が1万7000m³/秒であるとすると、下流にある川俣地点での流量が上流の八斗島地点の流量より少ないため、不合理であり、辯護が合わない旨主張している。

しかし、下流の川俣地点が上流の八斗島地点の流量より少ないとについては、利根川百年史では、「小委員会報告書では、石田川および早川の堤防決壊による利根川からの逆流量を1,500~2,000m³/秒と推

定し、残りの $1,410 \sim 1,910 \text{ m}^3/\text{秒}$ は河道において調節されたと考えられるとした。」としている（乙359号証910頁）。

(2) 控訴人らは、上記の小委員会の報告について、広瀬川、小山川からの利根川本川への流入量がゼロである根拠が示されていないのに、カウントされていない（利根川本川への流入量をゼロとしている）旨、また、石田川、早川への利根川本川からの逆流は推測に過ぎず、利根川本川における河道貯留があったかどうかの根拠が示されていない旨主張している。

石田川、早川への利根川本川からの逆流があったことについては、日本学術振興会から報告された報告書「カスリン颶風の研究」に記載されている。

まず、石田川については、「然るに右岸は無堤であり従って小島、上小島高林 208 ha に亘って午後2時頃より利根川の逆流により浸水し、徐々に増水し、午後7時～8時に於いて 0.4 m の増水であった。」と記載されている（乙360号証290頁）。

また、早川についても、「右岸は殆ど無堤に近く利根川の逆流を受けて溢流し晝頃より前小屋、二つ小屋まで逆流し、此の地区一帯 199 ha に亘って 2.0 m 近い水深となった。堀口、前島地先の左岸は晝頃より全面的に溢流し、午後7時～8時頃には溢流水深は約 0.2 m に達し、遂に破堤欠潰した。即ち午後7時頃 100 m , 24 m , 61 m , 26 m と欠潰した。此の為に尾島町、前島、岩松、堀口、備前島、押切、上小島 539 ha に亘って急激な増水を見た。此等の地区は $1.0 \text{ m} \sim 2.0 \text{ m}$ の浸水となつたがさらに午後11時～12時頃、広瀬川の侵入水の影響によって最深状態となった。尚ほ小島上小島 208 ha は利根川の石田川への逆流により午後2時頃より徐々に浸水していたが午後8時～9時急激に増水した。之れは地口地先早川左岸堤欠潰のためである。」と記載されている（乙

360号証290頁)。

さらに、広瀬川についても、「広瀬川本川及び粕川（広瀬川の支川）は午後7時30分頃が最高水位であり、利根川は午後8時最高水位であった。然し広瀬川は利根川に対しては常に順流であった事は確認された。但し前述の如く、堤防は各所にて欠潰し午後8時に於ける広瀬川よりの侵入水による。浸水地区は4400haに達し、其の流量の大半は河道外に逃げ、利根川に合流した流量は極く少量と推定される。」と記載されている（乙360号証289・290頁）。

このように、小委員会及び委員会は、八斗島地点下流から川俣地点までに合流する支川である広瀬川、石田川、早川の状況をある程度把握した上で、議論を進めているのである。

(3) 被控訴人ら準備書面(4)第1の4(3)では、「昭和22年9月大水害の実相」（乙320号証）、「報道写真集カスリーン台風」（乙321号証）及び「カスリーン台風から50年 忘れられぬあの日」（乙322号証）により、八斗島地点上流域の本支川において大氾濫が発生し、甚大な被害となったことを説明しているが、同様に八斗島地点下流域の川俣地点までの利根川左岸の支川である広瀬川、石田川、早川、小早川とそれらの支川においても、利根川合流点付近で大氾濫が発生し、甚大な被害となっているのである（乙320号証写真3・写真5・写真7、乙361号証36・37頁、乙362号証10・11・14・15・24～27頁）。

(4) 控訴人らは、小委員会の報告で計算根拠が示されたのは利根川本川から石田川と早川への逆流 $1500\sim2000\text{m}^3/\text{秒}$ だけであり、川俣地点の最大観測流量が1万3440 $\text{m}^3/\text{秒}$ なので、これらを合算し、八斗島地点の最大流量は1万4940～1万5440 $\text{m}^3/\text{秒}$ と推測される旨主張している。

まず、石田川と早川への逆流については、切れ口（破堤箇所の断面）や浸水状況からの推定値でしかない（乙358号証69頁）。

また、川俣地点の観測流量について「カスリン颶風の研究」には、「浮子は竹浮子を使用し昭和橋より投下したが、時以後（その後）は昭和橋が破壊したので、流木の大きいのを見付けて之に依り観測し表面浮子として計算して見た。此の場合更正係数が問題となり、流量は他の観測箇所に比して精度が多少落ちると思われる。」と記載されており（乙360号証283頁），相当な誤差が含まれると推定される。

さらに、控訴人ら自ら、河道貯留効果は、河川工学において確立されている科学的知見である旨主張しているにもかかわらず、これを考慮していない。

これらの事実から、控訴人らの主張は河川工学的な意味を持たない、單なる数字遊びに過ぎないのである。

第7回小委員会議事録では、「1万7000m³/秒が各方面から出たのだから、それを採る立前が正しいと思う。」，「八斗島で1万7000m³/秒の合流量は信頼し得る数字であるから動かさない方が良いと思う。」との意見が委員からも出ており（乙358号証10頁），控訴人らが主張する1万4940～1万5440m³/秒と小委員会が決定した1万7000m³/秒ではどちらの精度が高いかについては自明の理であろう。

（5）控訴人らの主張はいずれも失当のものである。

3 東京新聞の報道について（控訴人ら準備書面（16）第1（2・3頁））

（1）控訴人らは、2013年（平成25年）1月6日付けの東京新聞の報道（甲B188号証、乙363号証）を挙げ、昭和24年に策定された「利根川改修改訂計画」における八斗島地点の基本高水のピーク流量1万7000m³/秒の採用が合理的な根拠を欠いていたこと、また、この1万7000m³/秒

$0.0 \text{ m}^3/\text{秒}$ という数字は、現在の八斗島地点の基本高水のピーク流量 2 万 $2000 \text{ m}^3/\text{秒}$ の基本となった数字であり、前者に根拠がなければ後者にも根拠がない旨主張している。

(2) まず、「利根川改修改訂計画」における八斗島地点の基本高水流量 1 万 $7000 \text{ m}^3/\text{秒}$ が小委員会及び委員会の審議を経て、合理的に設定されたことは、上記第 1 の 1 及び 2 (9~15 頁) に述べたとおりである。

(3) 次に、「利根川改修改訂計画」における八斗島地点の基本高水のピーク流量 1 万 $7000 \text{ m}^3/\text{秒}$ が現在の「利根川水系河川整備基本方針」における基本高水のピーク流量 2 万 $2000 \text{ m}^3/\text{秒}$ の基本となった数字である旨主張している点については、2013 年（平成 25 年）1 月 6 日付けの東京新聞の報道記事の「国交省は現在、1 万 $7000 \text{ m}^3/\text{秒}$ を基に同台風並みの雨が降った場合、最大流量 2 万 $1100 \text{ m}^3/\text{秒}$ と想定し、八ッ場ダム計画を進めている。」との記載によるものであろうが（乙 363 号証），誤解を招く誤った記載であり、これに基づく控訴人らの主張も誤ったものである。

昭和 22 年 9 月のカスリーン台風時の伊勢崎市八斗島地点の最大流量の推定値 1 万 $7000 \text{ m}^3/\text{秒}$ は、昭和 24 年の「利根川改修改訂計画」の策定時に基本高水のピーク流量を設定するに際して参考とされたものである（被控訴人ら準備書面 (2) 第 1 の 2 (2) (15 頁)，同 (4) 第 2 の 1 (21・22 頁)，乙 219 号証の 1 の 4~7 頁）。

これに対して、昭和 55 年の「利根川水系工事実施基本計画」の変更では、昭和 55 年時点での河川整備に対する社会的要請や今後想定される将来的な河川整備の状況等も含めた検討を行い、将来的な計画値として、カスリーン台風と同程度の降雨があった場合に、八斗島地点を通過すると推定される流量を（貯留関数法による）流出モデルで計算した 2 万 2000

m^3 /秒と計算結果を確率処理した200年超過確率規模の流量2万1200 m^3 /秒のいずれか大きい値を採用して、基本高水のピーク流量2万2000 m^3 /秒と設定されたものである（被控訴人ら準備書面（2）第1の2（3）（15・16頁），乙157号証の1の5・6頁）。

また、平成18年2月に策定された「利根川水系河川整備基本方針」では、社会資本整備審議会において、既定計画の基本高水のピーク流量について、年最大流量と年最大降雨量の経年変化、流量確率による検証、既往洪水による検証により、既定計画の基本高水のピーク流量は妥当であると判断されている。（被控訴人ら準備書面（2）第1の2（4）（17・18頁），乙157号証の1の8・9頁，乙189号証20頁）。

その後、平成22年に前政権下当時の馬淵澄夫元国土交通大臣が利根川水系の流出計算モデル等について検証することを表明し、国土交通省は自らデータを点検した上で、現行の流出計算モデルの問題点を整理し、蓄積してきたデータや知見を踏まえて新たな流出計算モデルを構築し、これを用いた基本高水の検証を行うこととした。その際には、学術的な観点からの評価が重要であり、評価をする上で、客觀性と中立性の確保が不可欠なことから、日本学術会議に依頼した。

そして、国土交通省は、日本学術会議から提示された留意事項に沿って新たな流出モデルを構築し、八斗島地点における観測史上最大洪水である昭和22年9月洪水のピーク流量の推定値を2万1100 m^3 /秒、1/200確率流量を2万2200 m^3 /秒と計算し、日本学術会議もこの結果を妥当と結論付けている（被控訴人ら準備書面（2）第2の3（2）力（38・39頁），同（4）第1の1（1）（3～5頁），乙292号証の1の17頁，乙292号証の2の20頁）。

なお、日本学術会議では、土木工学・建築学委員会の下に設置された河

川流出モデル・基本高水評価検討等分科会において、京都大学及び東京大学が有する2つの異なる連続時間分布型モデル（以下、それぞれのモデルを「京大モデル」及び「東大モデル」という。）を用いて昭和22年の洪水流量の推定幅を推定し、その推定結果と新モデルの結果を比較しているが、その推定値の幅は、京大モデルを用いた場合には2万0908m³/秒～2万3462m³/秒の範囲、東大モデルを用いた場合には2万0450m³/秒～2万1955m³/秒の範囲となり、国土交通省が新モデルにより算出した昭和22年洪水におけるピーク流量2万1100m³/秒は上記推定値の幅の中にあり、妥当であることを確認している（被控訴人ら準備書面（2）第2の3（2）ウ（36・37頁）、乙292号証の1の11・12頁、乙292号証の2の17頁）。

また、日本学術会議分科会が独自に、新モデルの基礎方程式、プログラムソースコードを確認した上で、（財）国土技術研究センターが一般に公開しているシステム上に新モデルを実装して昭和33年、34年、57年および平成10年洪水のピーク流量を計算し、国土交通省がエクセル（マイクロソフト社の表計算ソフト）上で作成した新モデルによる算定値と比較した結果、八斗島基準地点における洪水ピーク流量の違いは-0.7%から+1.5%であった。さらに、神戸大学が有する貯留関数モデルを用いて、昭和57年及び平成10年洪水のピーク流量を計算しており、国土交通省による新モデルを用いた算定値と比較した結果、八斗島基準地点における洪水ピーク流量での違いは、昭和57年洪水では-0.6%，平成10年洪水では-0.8%であった。以上より、国土交通省が作成した新モデルは、基礎方程式、数値計算手法について誤りがないことが確認されている（被控訴人ら準備書面（2）第2の3（2）ア（35・36頁）、乙292号証の1の9頁、乙292号証の2の10頁）。

さらに、国土交通省は、この検証の結果を、河川整備基本方針を定めようとするときに意見を聴かなければならない「社会資本整備審議会河川分科会」に報告したところ、同分科会は、日本学術会議からの回答等を踏まえ、利根川の基本高水を変更する必要はないとの認識で一致した（被控訴人ら準備書面（2）第2の4（39頁））。

このように、昭和22年9月のカスリーン台風時の八斗島地点の最大流量の推定値 $1\text{万}7000\text{m}^3/\text{秒}$ を基に $2\text{万}1100\text{m}^3/\text{秒}$ を想定しているとの報道は全くの誤りである。 $2\text{万}1100\text{m}^3/\text{秒}$ は日本学術会議から提示された留意事項に沿って国土交通省が利根川の基本高水の検証において新たに構築した流出モデルから計算したものであり、八斗島上流域の氾濫量を用いて計算したものではなく、また、昭和24年策定の「利根川改修改訂計画」における小委員会や委員会の議論を基にしたものでもない。

控訴人らの主張は、誤った認識のものでしかない。

(4) なお、付言するに、大河原雅子参議院議員の「利根川・江戸川河川整備計画の策定に関する質問主意書」（乙364号証）及び「同答弁書」（乙365号証）によれば、大河原議員から「利根川・江戸川河川整備計画原案の治水目標流量 $1\text{万}7000\text{m}^3/\text{秒}$ は、国土交通省が利根川洪水流出計算の新モデルを使って $1/70 \sim 1/80$ の治水安全度に相当する流量を算出したものと説明されている。この新モデルで昭和22年カスリーン台風の再来計算流量は $2\text{万}1100\text{m}^3/\text{秒}$ （八斗島地点）であり、同台風の実績ピーク流量の公称値 $1\text{万}7000\text{m}^3/\text{秒}$ と比べて、 $4000/\text{m}^3\text{秒}$ 以上も過大であることから、新モデルの科学性の有無が利根川・江戸川有識者会議（乙357号証）の議論で大きな争点となってきた。さらに、本年2月21日の第9回利根川・江戸川有識者会議で「治水調査会利根川小委員会・利根川委員会の議事録」が委員からの要求により配布された。これ

はカスリーン台風直後の昭和22年11月から24年2月までの建設省内の委員会の議事録である。この議事録から、カスリーン台風洪水実績流量の公称値 $1\text{万}7000\text{m}^3/\text{秒}$ は政治的に決められたものであり、実際の実績流量はそれより小さい数字で、 $1\text{万}5000\text{m}^3/\text{秒}$ 以下であったことを読み取ることができる。その結果、新モデルによるカスリーン台風の再来計算流量 $2\text{万}1100\text{m}^3/\text{秒}$ と実績流量との差は $6000\text{m}^3/\text{秒}$ 以上にもなり、新モデルは、過大な洪水流量を算出する非科学的な洪水流出計算モデルであることが一層明白になったと考えられる。このことについて政府の見解を明らかにされたい。」との質問（乙364号証10・11頁）がなされた。

これに対して、政府は、「御指摘の意味するところが必ずしも明らかではないが、国土交通省は、より精度の高い流出計算モデル（以下「新モデル」という。）を構築し、新モデルによる洪水の再現性の検討等を行うこととし、その結果を「利根川の基本高水の検証について」として取りまとめ、平成23年9月に公表したところである。また、当該検証に関しては、同年1月13日に日本学術会議に学術的な観点からの評価を依頼し、同年9月1日に、新モデルについて、基礎方程式及び数値計算手法に誤りがないことを確認するとともに、観測データのない場合及び計画策定へ適用する場合に必要となる新モデルの頑健性を確認し、さらに、新モデルをそのような場合に適用したときの不確定性を評価した上で、新モデルによって計算された八斗島地点における昭和22年の既往最大洪水流量の推定値等は妥当である旨の回答を得たところであり、同省としては新モデルは妥当なものであると考えている。なお、新モデルの構築に当たっては、同年11月から昭和23年9月の治水調査会利根川小委員会及び昭和24年2月の同調査会利根川委員会における議論は基にしていない。」と回答し

ている（乙365号証（6・7頁））。

（5）控訴人らの主張はいずれも失当のものである。

第2 控訴人ら準備書面（15）第1部第1の2～8，第2の1について

1 カスリーン台風の再来で2万2000m³/秒の大洪水が来襲するとの広報について（控訴人ら準備書面（15）第1部第1の2（5・6頁））

控訴人らは、控訴人らが関東地方整備局の広報（利根川ダム統合管理事務所（関東地方整備局の出先機関）の「昭和22年関東地方に大きな災害をもたらしたカスリーン台風と同じ降雨があった場合、洪水（想定される洪水）が発生した場合、利根川・八斗島地点（河口より185km）では22,000m³/sが流れると予想されます。」というホームページ）が虚偽である旨指摘したことに対し、被控訴人らが、控訴人らは基本高水の定義や算出された流量の前提条件の違いを理解しておらず、混同しているだけであると反論したことについて、2万2000m³/秒は被控訴人が主張するような流量計算を示しているだけなどとは到底言い得ず、また、流量設定そのものに何らの根拠もなく、被控訴人らが意識的に論点をずらし、虚偽の説明を続け、全く反論になっていない旨主張している。

利根川ダム統合管理事務所のホームページには、利根川で発生した主な洪水と治水計画の変遷として、昭和22年9月に発生したカスリーン台風時の八斗島地点における流量は1万7000m³/秒（推定値）、昭和55年に策定された利根川工事実施基本計画の八斗島地点における基本高水流量は2万2000m³/秒である旨記載されており、カスリーン台風と同じ降雨があった場合に想定される洪水が2万2000m³/秒と述べているのである。

また、この2万2000m³/秒は、被控訴人ら準備書面（2）第2の3（2）（35～39頁），同（4）第2の7（28・29頁）及び上記第1（9～

21頁)に述べたとおり、根拠があるものであり、被控訴人らが意識的に論点をずらし、虚偽の説明を続けているという控訴人らの主張は、基本高水の定義や算出された流量の前提条件の違いを全く理解していない控訴人らの單なる言いがかりである。

控訴人らの主張は失当である。

2 基本高水のピーク流量を1万7000m³/秒から2万2000m³/秒に増加させた際の説明について(控訴人ら準備書面(15)第1部第1の3(6~8頁))

控訴人らは、控訴人らが基本高水のピーク流量を1万7000m³/秒から2万2000m³/秒に増加させた際の被控訴人らの説明(被控訴人らが関東地方整備局からの回答として原審で提出した乙157号証の1の2の回答の(1)3・4頁と乙221号証の1の5の回答(1)12頁の説明)はその場その場で場当たり的な対応である旨主張したのに対し、被控訴人らは、関東地方整備局は一貫した説明を行っており、控訴人らの主張は基本高水のピーク流量の意味を理解しておらず失当である旨反論しているが、これは、新たに「河川整備に対する社会的要請」や「将来的な河川整備の状況等も含めた検討」との文言を付加し、「将来的な計画値」などと新たな事情を付加して言い逃れをしようとしているもので、その場その場で場当たり的な対応を行っているものである旨再度主張している。

乙157号証の1の説明は、「利根川を取り巻く情勢が一変したため」と、昭和55年に「利根川水系工事実施基本計画」を改定して基本高水のピーク流量を変更した理由を説明したものであり、乙221号証の1の説明は、これに「昭和55年時点での河川整備に対する社会的要請や今後想定される将来的な河川整備の状況等も含めた検討を行い、将来的な計画値として基本高水のピーク流量を毎秒2万2000m³と定めた」と検討の内容や基本高水の

ピーク流量が「利根川水系工事実施基本計画」の計画値であることがわかるようにより丁寧な説明を加えているものであり、場当たり的な対応を行ったものではない。

控訴人らの主張は、河川計画や基本高水のピーク流量の意味を理解しておらず、言葉尻をとらえた単なる言いがかりであり、意味のない主張である。

また、控訴人らは、被控訴人らが昭和24年に策定された「利根川改修訂計画」の基本高水のピーク流量1万7000m³/秒は、貯留関数法が開発される前（貯留関数法は昭和30年代に開発された。）に推算された流量であり（乙157号証の1の6頁），八斗島上流域での氾濫があることを前提としているが、昭和55年に策定された「工事実施基本計画」の基本高水のピーク流量2万2000m³/秒は、貯留関数法で算出された流量で八斗島上流域の洪水調節施設での調節（氾濫を含む。）がないことを前提とした流量であると述べたことについて、このような主張はこれまでになされていない旨主張している。

この被控訴人らの主張は、被控訴人らが原審で提出した乙157号証の1の関東地方整備局からの回答（6頁）に基づいて述べたものであり、被控訴人ら準備書面（4）で初めて示したものではない。

控訴人らは、「上流部での氾濫」の話は、昭和24年の基本高水のピーク流量を1万7000m³/秒と決めた際の議論では全く出ておらず、昭和55年の河川審議会計画部会でも「上流部での氾濫」に関する議論は殆どなされず、実質的には1回の審議及び総会での審議を含めて2回で終わった旨主張している。

カスリーン台風における「上流部での氾濫」は、上記第1及び被控訴人ら準備書面（4）第1の4（3）（18～21頁））に述べたとおり、内水氾濫も含め大氾濫があったことは歴史的事実である。

いずれにしても、控訴人らの主張は失当である。

3 森林の保水力について（控訴人ら準備書面（15）第1部第1の4（9～11頁））

控訴人らは、控訴人らが昭和24年の「利根川改修改訂計画」から30年が経過して利根川を取り巻く情勢が一変したのは流域の森林の保水力である旨主張したのに対し、被控訴人らは、森林の保水力については、昭和22年のカスリーン台風以降の今日までの経年変化において大洪水時のピーク流量を大きく低減させるほどの変化が現れておらず、飽和雨量は流域の乾湿状況により変化する数値であり、洪水ごとに違った数値になるものである旨反論しているが、いずれも理由がないなどと主張している。

上記の「森林の保水力については、・・・変化が現れていない」ことについては、被控訴人ら準備書面（2）第2の3（2）エ（37頁）に述べたとおり、日本学術会議の「回答 河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的な評価」（乙292号証の1の12頁、乙292号証の2の18頁、179～183頁）から引用したもの、「飽和雨量は・・・洪水ごとに違った数値になるものである」ことについては、被控訴人ら準備書面（4）第1の2（2）（10・11頁）に述べたとおり、日本学術会議の公開説明会「河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的な評価」議事録の小池委員長の説明（乙313号証（甲B163号証）13頁）から引用したものであり、日本を代表する科学者による客観的かつ科学的な説明であって、理由がないなどといえるものではない。

一方、控訴人らは、関良基の計算結果などをもとに、森林の保水力による飽和雨量の増大は顕著である旨主張しているが、被控訴人ら準備書面（4）第1の3（3）（14・15頁）に述べたとおり、関は流出計算モデルの専門家ではなく（森林政策等が専門のようである。），貯留関数法のモデルの

意味を理解しているとは思われず、その関による流出計算モデルに客観的かつ科学的な根拠があるとはいえない。また、昭和20年代から50年代にかけて森林の保水力が多少向上したとしても、森林の保水力によって大洪水時のピーク流量を大きく低減させるほどの変化が現れていることは、客観的かつ科学的に論証されていない。また、関は、甲B164号証で、「近年、人工林の管理放棄が問題になっている。間伐のされない人工林は、過密状態で林内も真っ暗になり、太陽光が林床に届かず下草も生えない状態で放置されている。それが雨水の土壤浸透度の低下を招き、洪水流出が増えてしまっているのではないかと懸念されている。」と述べており、森林の保水力を維持させることの難しさを認識しているようである（甲B164号証11頁）。

控訴人らは、ダムの貯水容量を超える超過洪水に対しては、緊急放流によって対処せねばならないから、逆に洪水被害の拡大につながる旨主張しているが、何を根拠にこのような主張をしているのか不明であり、失当の主張である。また、森林の保水力の観点から見れば、超過洪水は森林の保水力が大洪水時のピーク流量を大きく低減させることができないことから発生するといえるのであり、控訴人らは森林の保水力は大洪水時にはピーク流量を低減させることができないということを認めているともいえ、控訴人らの主張は矛盾したものである。

いずれにしても、控訴人らの主張は失当である。

4 さいたま地裁の調査嘱託に対する関東地方整備局の回答について（控訴人ら準備書面（15）第1部第1の5（11・12頁））

控訴人らは、控訴人らが「利根川水系工事実施基本計画の基本高水流量の計算に使用された利根川八斗島上流域の前提条件」についてのさいたま地裁からの調査嘱託に対し、関東地方整備局河川部河川計画課長（平成20年1月当時）が虚偽の回答をした旨主張したのに対し、被控訴人らは、「利根川

水系工事実施基本計画の基本高水流量の計算に使用された利根川八斗島上流域の前提条件」を含む現行モデルについては、日本学術会議分科会が独自に検証を行い、基礎方程式及び数値計算手法において誤りがないことを確認した旨反論したことについて、関東地方整備局が裁判所の調査嘱託に対して故意に虚偽的回答をするという犯罪行為を行った旨指摘している控訴人らの主張に対し、被控訴人らの主張は、認否・反論の体をなしていない旨主張している。

関東地方整備局が故意に虚偽的回答をしたかどうか等については、被控訴人らはさいたま地裁の調査嘱託に関与していないため、認否・反論する立場はない。

いずれにしても、控訴人らの主張は意味のない主張である。

5 基本高水の計算の前提条件である河道断面について(控訴人ら準備書面(15)第1部第1の6(12・13頁))

控訴人らは、控訴人らが上記4のさいたま地裁の調査嘱託に対する関東地方整備局の回答の基本高水の計算条件たる河道断面の情報提供の仕方が極めて不誠実である旨主張したのに対し、被控訴人らは、関東地方整備局の回答にある「計画堤防高」との表示を「堤防工事のための堤防高」と考えているのであれば基本高水の意味や利根川の治水計画等を理解していないことからくる誤解でしかない旨反論したことについて、再度、関東地方整備局の回答は不誠実である旨主張している。

さいたま地裁の調査嘱託に対する関東地方整備局の回答については、被控訴人らが関与したことでもなく、被控訴人らはその回答が不誠実であるかどうかについて反論する立場にないが、被控訴人らは、関東地方整備局の回答を踏まえて、河道断面の考え方や利根川の治水計画等についてわかりやすく被控訴人ら準備書面(4)第2の8(29~31頁)に述べている。

控訴人らの主張は意味のない主張である。

6 「2万2000トンありき」の検討－馬淵大臣の謝罪という主張について
(控訴人ら準備書面(15)第1部第1の7(13・14頁))

控訴人らは、日本学術会議の評価結果（控訴人らは検証結果と述べているが、河川流出モデル・基本高水の検証を行ったのは国土交通省であり、日本学術会議は学術的な観点からの評価を行ったのであるから、評価結果というべきである。）については、①既往最大洪水であるカスリーン台風洪水の実績流量とされる1万7000m³/秒は、治水計画上の基本高水のピーク流量をそのまま鵜呑みにしたものに過ぎない、②同会議が採用しているカスリーン台風洪水のピーク流量を2万1100m³/秒と算定した流出計算技法が、世界的にも未確認の手法である、③中規模洪水で得られたパラメータを用いて大規模洪水の流出計算を行うと過大な値が出るという致命的な欠陥を持つ計算技法を採用している、④実際に採用した流出率のデータが利根川上流域の実態とはかけ離れており、かつ流出が高くなるデータを用いて得た計算結果である、⑤その計算流量とカスリーン台風洪水との実績流量とが大きく乖離するなどのことから、まったく信用するに値しないものであり、この日本学術会議の結論を受けた平成23年9月5日開催の「社会资本整備審議会河川分科会」での結論も信用できない旨主張している。

①については、被控訴人ら準備書面(2)第1の2(2)(15頁)、同(4)第2の1(21・22頁)及び上記第1の1(9~12頁)に、②については、被控訴人ら準備書面(2)第2の3(2)力(38・39頁)及び同(4)第1の1(1)(5~8頁)に、③については、被控訴人ら準備書面(4)第1の1(2)(5~8頁)に、④については、被控訴人ら準備書面(4)第1の3(11~15頁)に、⑤については、被控訴人ら準備書面(4)第1の4(16~21頁)に説明したとおりである。

わが国を代表する科学者で構成される日本学術会議の評価結果を根拠もなく信用できないなどというのは暴言であり、この評価結果を受けた「社会資本整備審議会河川分科会」の結論が信用できるものであることはいうまでもない。

また、控訴人らは、カスリーン台風において八斗島上流域に大きな氾濫があったことは「真っ赤なウソ」と主張しているが、上記第1の1(2)(10~12頁)、被控訴人ら準備書面(4)第1の4(3)(18~21頁)に述べたとおり、内水氾濫も含め大氾濫があったことは歴史的事実であり、根拠のない暴論である。

いずれにしても、控訴人らの主張は失当である。

7 利根川の整備状況と現況の流下能力について（控訴人ら準備書面（15）第1部第1の8（14~17頁））

控訴人らは、憲りもせず、平成18年2月策定の「利根川水系河川整備基本方針」の「基本高水等に関する資料」（乙325号証（甲B84号証））や関東地方整備局が作成した資料「利根川の整備状況（容量評価）」（乙326号証（甲B49号証）），八斗島基準地点より下流部の堤防の余裕高が2.0mとされていることなどから、八斗島基準地点より下流においては、「利根川水系河川整備基本方針」の計画高水流（河道を流れる計画流量）1万6500m³/秒規模の洪水であればほぼ溢れない程度の整備がなされている旨同じことを主張している。

この点については、被控訴人ら準備書面(2)第1の2(5)(18・19頁)及び同(4)第2の8(29~31頁)に述べたとおりである。繰り返して反論する必要はないであろう。

また、控訴人らは、被控訴人らが、関東地方整備局が行った「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討」において、八斗島基準地点より下流の川俣地点

付近では現況の流下能力が1万4000m³/秒程度しかないなど、利根川には広瀬川等合流点付近から河口まで計画高水流量を流下させる能力がない旨反論したことについて、計画高水流量1万6500m³/秒まではあふれることがないように堤防が概成されていることは関東地方整備局が以前に発表している資料から明らかであって、1万4000m³/秒の計算は信用するに値しない旨主張している。

この点についても被控訴人ら準備書面(4)第2の8(29~31頁)及びそこで引用している被控訴人ら準備書面に述べたとおりであるが、付言すると、関東地方整備局が発表した「利根川水系河川整備基本方針」の「基本高水等に関する資料」(乙325号証(甲B84号証))には、「堤防高は概ね確保されており、既に橋梁、樋管等多くの構造物も完成している」(乙325号証(甲B84号証)24頁)、「直轄区間の堤防が全川の約95%にわたって概成(完成、暫定)している」(乙325号証(甲B84号証)29頁)などと堤防が概成していることが記載されている一方で、「高水処理計画」として、「水系全体のバランスのとれた治水安全度の向上を図る観点から、掘削等により河道の流下能力や遊水機能の増大を図ること」(乙325号証(甲B84号証)24頁)や、「河道計画」として、「流下能力が不足する区間については河川環境等に配慮しながら必要な河積(洪水を安全に流下させるための断面)を確保する。」(乙325号証(甲B84号証)29頁)とも記載されており、流下能力が不足する(計画高水流量1万6500m³/秒が流れない)区間があることが明確に示されている。

さらに、控訴人らは、耐越水堤防への強化が行われ、堤防天端での流下が可能となれば、河道の流下能力は飛躍的に拡大する旨主張しているが、この点については、被控訴人ら準備書面(2)第1の2(6)工(23・24頁)に述べたとおりである。

いずれにしても、控訴人らの主張は失当である。

8 八ッ場ダムの治水効果が下流に行くほど減衰するという主張について（控訴人ら準備書面（15）第1部第2の1（17・18頁））

控訴人らは、控訴人らが八ッ場ダムの利根川における洪水調節効果量は、3調節池（稻戸井・菅生・田中調節池。茨城県取手市付近。）より下流では $80 \sim 140 \text{ m}^3/\text{秒}$ に落ち込むなど下流に行くほど治水効果が減衰することなどから、利根川の下流部に位置する茨城県にとって、八ッ場ダムは意味を持たない治水施設である旨主張したのに対し、被控訴人らは、下流部での $80 \sim 140 \text{ m}^3/\text{秒}$ という洪水調節効果は、群馬県などの利根川上流部における築堤等の河道整備では発揮できない効果であり、ダムという洪水調節施設であるからこそ発揮できるものである旨反論しているが、 $80 \sim 140 \text{ m}^3/\text{秒}$ という洪水調節効果は、控訴人の計算によると八斗島基準地点の水位にするとわずか数センチの効果でしかなく、水位数センチ程度の洪水調節効果をもって、八ッ場ダムは必要不可欠な施設だと強弁する被控訴人らの主張は全く妥当ではない旨主張している。

被控訴人ら準備書面（4）第3の1（1）及び（2）（32～34頁）に述べたとおりであるので、繰り返しは避けるが、付言すると、 $80 \sim 140 \text{ m}^3/\text{秒}$ という洪水調節効果は、茨城県及び千葉県に位置する3調節池（稻戸井・菅生・田中調節池。茨城県取手市付近。）より下流の効果量であり、八斗島基準地点での効果量ではない。（八斗島基準地点の効果量は、関東地方整備局が行った「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討」において、吾妻川上流域での降雨量が少なかったカスリーン台風を除く流量規模の大きな7洪水で、 $730 \sim 1820 \text{ m}^3/\text{秒}$ と算出されている（乙281号証4-22頁）。控訴人らは、 $80 \sim 140 \text{ m}^3/\text{秒}$ （あるいはその中間値的な $100 \text{ m}^3/\text{秒}$ ）という洪水調節効果量で八斗島基準地点での水位を算出しようとしている

が、誤りである。

また、控訴人らは、被控訴人らが河川法63条1項に関する「多目的ダムの建設は、他の都府県にも著しい利益をもたらす場合が多い。」（乙328号証399頁）という河川法の逐条解説を引用したことについて、逐条解説を引用したところで下流部での洪水調節効果が変わるものではない旨主張している。

河川法の逐条解説により下流部での洪水調節効果が変わるものではないことは当然のことであり、被控訴人ら準備書面（2）第1の3（24～29頁）並びに同（4）第3の1（1）及び（2）（32～34頁）に述べたとおり、八ッ場ダムは利根川下流域の治水にとって、著しい効果があることは明らかである。

繰り返しになるが、利根川の治水対策は、堤防強化等の河道整備のほか、本支川上流域でのダム群の整備、中流域での調整池の整備、下流域での放水路や排水機場の整備など、それぞれの地域で役割分担をし、水系全体として徐々に治水安全度の向上を図るものであり、八ッ場ダムにもその一環をなしている。控訴人らは革命的な治水効果の得られるものでなければ、「著しい利益」とはいえないと考えているようであるが、そうであれば誤りである。

第3 控訴人ら準備書面（15）第1部第2の2について

1 八ッ場ダム建設事業の検証における八ッ場ダムを含む治水対策案と八ッ場ダムを含まない4つの治水対策案の事業費比較について（控訴人ら準備書面（15）第1部第2の2（1）（18頁））

控訴人らは、被控訴人らの八ッ場ダムに代わる4つの治水代替案の費用と支出済み費用を含めた八ッ場ダムの全体事業費を比較することは歴史を遡らせるだけの無意味な主張である旨の主張（被控訴人ら準備書面（4）第3の

2 (1) (34~36頁)) に対して、八ッ場ダム計画を策定する前の段階で他の治水代替案の真摯な検討が欠けていた旨主張しているが、この点については、治水の観点からの総合評価が行われた結果「八ッ場ダムを含む治水対策案」が最も有利であるとされ、これは科学的・客観的な検討の結果であり、このことについては、被控訴人ら準備書面(2)第3の1及び2(1)ア(39~49頁)並びに同(4)第3の2(34~38頁)に述べたとおりである。

2 八ッ場ダムの洪水調節効果量について(控訴人ら準備書面(15)第1部第2の2(2)(18・19頁))

控訴人らは、八ッ場ダムの洪水調節効果量についての被控訴人らの主張は計算モデルや洪水調節方式等が異なることから単純に比較できないと述べるだけでは反論の体をなしておらず、茨城県が計算モデルや洪水調節方式等に則し具体的かつ詳細に比較検討すべきであると主張しているが、控訴人ら準備書面(11)【補遺】(2)イ(20頁)における控訴人らの主張を繰り返し述べているに過ぎず、従前の主張の域を出るものではない。これらの主張に対しては、被控訴人ら準備書面(2)第3の2(1)ア(イ)(43~48頁)及び同(4)第3の2(2)(36・37頁)に述べたとおりである。

3 八斗島地点の流量の取り扱いについて(控訴人ら準備書面(15)第1部第2の2(3)(19~21頁))

(1) 控訴人らは、被控訴人らが論難するようにカスリーン台風による洪水を恣意的に除外しているわけではなく、カスリーン台風による洪水時の八斗島地点の実際の流量は1万5000m³/秒以下であったと主張しており、1万7000m³/秒はそれと比べても過大であるが、カスリーン台風による洪水を除くとさらに過大さが際だつことを述べたものである旨主張し

ている。

まず、八斗島地点の実績流量については、上記第1（9～21頁），被控訴人ら準備書面（2）第1の2（2）（15頁）及び同（4）第2の1（21・22頁）に述べたとおりであり、利根川の治水対策に何ら責任を負わない296万県民のうちわずか20名の住民がカスリーン台風を除外して議論するのは勝手であるが、カスリーン台風による洪水被害が戦後最大の甚大なものであり、利根川流域の1都5県において未曾有の大災害をもたらし、茨城県においても死者58名、負傷者23名、家屋流出・倒壊209戸、床上浸水1万482戸、田畠の浸水1万9204haという大きな被害が発生しているのである（被控訴人ら準備書面（2）第1の1（2）（7～10頁）及び同（4）第1の4（3）（18～21頁）），利根川流域県民の生命と財産を守る責任を負う立場にある茨城県としては、カスリーン台風を考慮しない勝手な治水計画の議論などは決して容認できるものではない。

（2）控訴人らは、利根川・八斗島地点における過去60年間の観測流量の最大値は9220m³/秒であるのに対して、国土交通省関東地方整備局による八ッ場ダムに係る費用対効果分析における想定洪水流量では、年超過確率1/5で5464m³/秒、1/10で7590m³/秒、1/30で1万1128m³/秒、1/50で1万3172m³/秒であり、過大な洪水流量が想定されている旨主張しているが、八ッ場ダムに係る費用対効果分析については、日本学術会議が妥当であると判断した総合確率法（乙292号証の1の16頁、乙292号証の2の18頁）により超過確率流量を計算しており、控訴人らが主張するような過大な設定にはなっていない。年超過確率1/70～1/80に相当する流量は1万7000m³/秒（八斗島基準地点）であるが、カスリーン台風を除く過去60年間のみを取り上げ

て、過大であるとするのは適切ではない。

(3) 控訴人らは、被控訴人らが、利根川以外の他の直轄河川の社会・経済的重要性を不当に低くみるような主張をしており、この点も妥当性を欠く旨主張している。

被控訴人らは、そのような主張を全くしていない。被控訴人ら準備書面

(2) 第3の2(1)ア(ア)(41~43頁)に述べた「八ッ場ダム検証において、利根川水系の河川整備計画相当の目標流量は、利根川水系の社会・経済的重要性を考慮し、他の直轄河川における水準と比較した場合に相対的に高い水準を確保することが適切であること、「河川整備計画」は「河川整備基本方針」に沿った段階的な中期的な計画であり、その目標流量については20年間から30年間の河川整備の実現可能性等を考慮する必要があることから、年超過確率1/70~1/80に相当する1万7000m³/秒(八斗島基準地点)と設定されているものである(乙281号証(4~11頁))。」という主張を指摘しているのであれば、見当違いも甚だしい主張である。

(4) 控訴人らの主張はいずれも失当のものである。

第4 控訴人ら準備書面(15)第1部第2の3について

控訴人らは、控訴人ら準備書面(12)において、国が行った費用便益比計算(費用対効果分析)により算定した八ッ場ダム建設による便益が、河川法63条1項の「著しい利益」を定量的に示していると決めつけた上、その便益の計算は非科学的な内容であるとし、便益計算で算定された洪水被害額は現実から全く遊離した仮想の数字であるから、そこから求めた便益は科学的な根拠が皆無であり、八ッ場ダムによる「著しい利益」は不存在である旨主張している。

この点については、被控訴人ら準備書面(4)第3の3(1)(38~41

頁)に述べたとおりであるが、これに対し、控訴人らは、控訴人ら準備書面(15)において、国が「マニュアル(案)」によって費用対効果分析を行っていることは認めているものの、この八ッ場ダム建設事業の便益計算が現実的ではなく、合理的ではないことを再度主張した上で、便益計算の手法と結果の妥当性を立証すべきである旨主張している。これらの控訴人らの主張はほとんど繰り返しでしかなく、これらの主張によって国土交通大臣の納付の通知が違法無効となったり、茨城県知事の受益者負担金の国庫への納付が違法となったりすることはあり得ないため、本件とは関係のない無意味な主張でしかないが、従前の扱いに従って、念のため説明する。

1 「非現実的な洪水流量を想定していること」について(控訴人ら準備書面(15)第1部第2の3(2)ア(21・22頁))

控訴人らは、国土交通省の実施した費用便益計算が「マニュアル(案)」に従ったものであることを否定するものではないとした上で、費用便益比計算における想定された洪水が現実から乖離し、また、費用便益比計算の結果として算出されている被害想定額が、実態に比べてあまりに過大で架空のものであるとし、「マニュアル(案)」に従って洪水を想定したからよいというものではない旨主張している。

この点については、被控訴人ら準備書面(4)第3の3(2)①(41~43頁)で主張しているところであるが、「マニュアル(案)」(0. 前文0.1治水経済調査の基本的な考え方)(乙330号証2頁)によれば、「洪水は自然現象であるため、既往最大の洪水に対する経済的な分析を行うだけでは不十分であり、他の河川との比較や目標整備水準に対する妥当性に対する経済的な評価を行うためには、対象とする洪水の規模をその生起確率から設定することが必要となる。洪水の生起確率を評価するためには、各河川流域で現在までに得られた降雨や流量などの資料をもとに水文統計解析を行う

必要があるが、一級水系における将来の整備目標 $1/100 \sim 1/200$ に對して、我々が利用できる降雨や流量資料は高々 $40 \sim 50$ 年程度のものであり、水文統計解析の標本の大きさとして必ずしも十分なものであるとは言い難く、今後の洪水の発生状況によっては、洪水の生起確率が変化する可能性があり、従って対象とする洪水の規模が変化する可能性がある。」としており、また、「堤防は歴史的治水対策の產物であり、堤体内の構成材料を特定することが困難であるため、相対的・定性的な堤防の信頼度評価はなし得たとしても、絶対的な信頼度評価を行うことは現実的には不可能に近い。」とされているところであり、したがって、今後、昭和 22 年 9 月洪水のような年超過確率 $1/200$ の洪水が発生する可能性はあるし、無害流量（洪水氾濫が生じない最大の流量。ここでは、年超過確率 $1/1$ の洪水。）で被害が絶対に発生しないといえるものでもないのである。控訴人らは過去の実績や統計から洪水発生の可能性、つまり、絶対に洪水被害が発生しない流量が設定できるとしているが、過去の実績はあくまでも過去の状況を示しているのにすぎない上、仮に試算をしても、その試算値をもって、今後絶対に洪水は発生しないと断言できるわけがないのである。

便益計算における洪水の想定は、あらゆる洪水発生の可能性を踏まえて行われるものであり、そのような考え方を踏まえた「マニュアル（案）」に沿って、国は八ヶ場ダム建設事業の「便益」を算定するために適正に洪水を想定しているのである。

したがって、これらの想定が非現実的だなどという控訴人らの主張は、便益計算について理解していない失当の主張である。

なお、付言するに、平成 25 年 4 月 12 日に、環境省、文部科学省、気象庁が公表した気候変動の観測・予測・影響評価に関する統合レポート「日本の気候変動とその影響（ 2012 年度版）」（乙 366 号証の $1 \sim 4$ ）によ

ると、気候変動の影響により、渇水リスクの増加、大雨災害の深刻化が指摘されており、全国の1級河川を対象とした研究では、河川の最終整備目標を越える洪水が起こる確率は、将来において現在の1.8～4.4倍程度になると予測されている。

2 「過大な洪水被害額を想定していること」について（控訴人ら準備書面（15）第1部第2の3（2）イ（22・23頁））

控訴人らにおいて国の便益計算の手法により計算したところ、年超過確率1/200までの洪水が来ると想定した洪水被害額は、毎年平均で8643億円にもなり、1/50規模の洪水でも年平均洪水被害額が八ッ場ダムがない場合で4820億円などと、1/200規模以下の洪水でも巨額な被害額となっている旨主張している。

この点については、被控訴人ら準備書面（4）第3の3（2）②（43～46頁）に述べているとおりである。

また、控訴人らは、「水害統計」による被害額と便益計算のために算定した洪水被害額とを単純に比較できないというのは当然のことであるとした上で、同じ河川の洪水被害を対象としているのであるから目安としての意味は有するとし、便益計算による洪水被害額と実際の被害額の乖離について、会計検査院が平成22年10月に国土交通省に対して「便益計算を合理的なものにすべき」という意見を出したことを持ち出し、会計検査院も控訴人らと同様の見解に立っている旨主張している。

この点については、被控訴人ら準備書面（4）第3の3（2）⑥（49・50頁）に述べたとおりであるが、国土交通省は、「河川事業の評価手法に関する研究会」（乙367号証の1～5）を設置し、便益に計上されていない評価項目を定量的に推計するための「水害による被害指標分析の手引き」の策定作業を進めており、今後も便益計算がより合理的なものになるよう改

善整備していくとしている。

3 「堤防高のスライドダウン評価による流下能力の過小評価」について（控訴人ら準備書面（15）第1部第2の3（2）ウ（23・24頁））

控訴人らは、便益計算において、現況堤防の幅が計画値以下の部分は堤防としての機能がないとして、「スライドダウン」という方法によりその部分の現況堤防高を低く設定していることについて、計画堤防の幅に達していないが現実に相当幅の堤防が存在している場合、その考え方が合理的かどうかであり、計画堤防の幅に満たなくとも堤防は存在するのだから、堤防機能の存否を対象とした絶対的な判断ではなく、計画堤防の幅に達していない場合、何割程度の安全度が確保できるか十分に想定できたとし、国はそのような検討を行わず、一律ゼロの判断をした旨主張している。

この点については、被控訴人ら準備書面（4）第3の3（2）③（46頁）に述べたとおりであるが、洪水被害は自然現象であるため、今後、どのような状況が発生するかは、絶対的に予想はできないことであり、この程度の堤防幅があれば何割安全であるなどと論じることは、無責任なことである。

控訴人らはこのような意味を理解しておらず、失当な主張である。

4 「想定破堤地点と氾濫開始流量想定地点を変える奇妙な計算」について（控訴人ら準備書面（15）第1部第2の3（2）エ（24～26頁））

控訴人らは、氾濫ブロック毎に無害流量以上の流量が流れた場合、ブロック内のあらゆる地点で破堤する可能性があり、被害が最大となる一点を「破堤地点」とし、そこに無害流量が流れた場合破堤するとした「マニュアル（案）」のルールそのものが、徒に被害を大きく見せかけるような欺瞞に満ちたものである、そもそもスライドダウンした地点は脆弱な箇所であり、その地点と破堤地点を違えていることは矛盾している、また、堤防のどの地点が脆弱であるかは強固かは国が知悉しているもので、そこを強化すればよい

ことであり、被害が最大となる地点において破堤するなどとはあり得ない旨主張している。

この点については、被控訴人ら準備書面（4）第3の3（2）④（47・48頁）に述べたとおりであり、控訴人らの主張は単なる言いがかりである。

5 「上流側ブロックと下流側ブロックが同時氾濫するとしていること」について（控訴人ら準備書面（15）第1部第2の3（2）才（26・27頁））

控訴人らは、上流側ブロックが氾濫すれば、河道内の洪水の一部が河道外に流れ、その分下流の流量が減るため、下流側ブロックは氾濫する可能性が減るにもかかわらず、氾濫ブロック毎に便益計算を行い、それを単純に足すということは非現実的な計算であり、正確な被害額など出せるはずがなく、「被害額を捏造するための計算」でしかないなどと主張している。

この点については、被控訴人ら準備書面（4）第3の3（2）⑤（48・49頁）に述べたとおりであり、被害額を捏造するための計算という控訴人らの主張は単なる言いがかりである。

6 「まとめ」について（控訴人ら準備書面（15）第1部第2の3（2）才及び第1部第2の3（3）（27～30頁））

控訴人らは、便益計算について被害額算定の前提となる破堤の想定自体が完全に誤っており、不合理かつ非現実的なものに過ぎない、被控訴人は便益計算の合理性について検討を行っていない、国土交通省の行った便益計算は、経済的に評価できる内容の便益すら証明できていない、さらには、被控訴人は便益計算のほかに八ッ場ダムの「著しい利益」を定量的に示すべきである旨主張している。

この点について、費用対効果分析においては、あらゆる洪水発生の可能性を踏まえて行われることや、堤防の歴史的な建設経緯や堤防内部の構成材料が完全に把握されていないことから、想定的・定性的な堤防の信頼度評価は

なし得たとしても絶対的な信頼度評価が出来ないとしていることなど、分析の目的に沿った前提に基づき行われている。これに対し、控訴人らは、便益計算について国は欺瞞に満ちた著しい利益を定量的に示している旨主張しているが、制度の趣旨を理解しない誤った主張である。なお、国土交通省は、上記第4の2（37・38頁）に述べたとおり、今後もより合理的な計算手法を検討していくとしているのである。

控訴人らの主張は失当である。

第2部 地すべり等に関する主張について

第1 控訴人ら準備書面（15）第2部について

「はじめに」に述べたように、控訴人らの地すべり等に関する主張は、国土交通大臣の納付の通知を無効たらしめるものではなく、茨城県知事の受益者負担金の国庫への納付が違法となることはないため、主張自体失当の主張でしかない。

しかし、被控訴人らは、被控訴人ら準備書面（5）において控訴人らの地すべり等に対する主張に対し、説明（反論）しているため、従前の扱いに従って、以下、未了の控訴人準備書面（15）について説明するが、従前の主張の繰り返しにすぎないため、被控訴人らの主張箇所を指摘するにとどめることとする。

1 貯水池周辺の地すべり調査（控訴人ら準備書面（15）第2部1（1）（30・31頁））

控訴人らは、国土交通省関東地方整備局は、控訴人らが主張する4箇所の地すべり地について、現地調査が極めて不十分であるにもかかわらず、ダム本体工事へ移行するため一方的に安全宣言を行い、現在の地すべり防止工事をそのまま進めようとしている旨主張しているが、原審における控訴人らの最終準備書面（5）第3章第2（2）ア・イ（60・61頁）における控訴人らの主張の域を出るものではなく、これらの主張に対しては、原審におけ

る被控訴人らの準備書面（11）第3（17・18頁），同（17）第4の2（3）イ③（27・28頁），同（19）第4の1（2）（16頁），同（21）第5の1（38頁）及び当審における被控訴人らの準備書面（5）第1の2（1）イ（ア）（13・14頁）に述べており，また，乙174号証の1（以下「地すべり回答」という。）回答才（5・6頁），乙245号証の1（以下「奥西意見書回答」という。）回答1（4・5頁）に述べているとおりである。

2 八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討以前の地すべり対策工（控訴人ら準備書面（15）第2部1（2）～（4）（31～43頁））

控訴人らは，控訴人らが主張する具体的な地すべりの危険性について，被控訴人らは実質的な反論を行っていないとして，控訴人らが原審において主張していた貯水池周辺の4地区における地すべりの危険性に関する主張を繰り返している。

被控訴人らの反論について，次のとおり被控訴人らの従前の主張の箇所を指摘しておく。

（1）川原畠二社平地区について（控訴人ら準備書面（15）第2部1（3）ア（32～34頁）及び第2部1（4）ア（40・41頁））

控訴人らは，二社平地区における，国土交通省関東地方整備局の想定するすべり面は，地すべり区域を過小評価した場合のものであり，計画されている対策工では，ダムの湛水により将来起こるであろう地すべりに対しては到底安全の確保は期待できない旨主張しているが，このことについては，原審における被控訴人らの準備書面（11）第1の2（2）ウないし工（26・27頁）並びに同（21）第5の2（38・39頁）に述べており，また，地すべり回答2ウないしオ（9・10頁），奥西意見書回答2（1）（8・9頁）に述べられているとおりである。

（2）林勝沼地区について（控訴人ら準備書面（15）第2部1（3）イ（3

4～36頁) 及び第2部1(4)イ(41頁))

控訴人らは、林地区勝沼の中央部の大きな地すべりについて、平成元年に国道145号とJR線路の岩盤に押し出しや沈下が認められ、群馬県が対策工事を行っているにもかかわらず、国土交通省関東地方整備局は、地すべりの動きについて何の説明もせず、中央部の大きな地すべりを否定している旨主張しているが、このことについては、原審における被控訴人らの準備書面(11)第1の3(2)(28・29頁)並びに同(21)第5の3(39頁)及び第5の6(2)(41頁)に述べており、また、地すべり回答3(11・12頁)及び奥西意見書回答2(2)(9・10頁)で述べられているとおりである。

(3) 横壁白岩沢右岸地区について(控訴人ら準備書面(15)第2部1(3)ウ(36～38頁)及び第2部1(4)ウ(41・42頁))

控訴人らは、白岩沢右岸地区における「ブロック⑦」の崩壊が、山の上部へ連鎖し拡大する危険性があるにもかかわらず、国土交通省関東地方整備局は、何ら対策を講じていない旨主張しているが、このことについては、原審における被控訴人らの準備書面(11)第1の5(2)(32・33頁)並びに同(21)第5の4(39・40頁)及び第5の6(4)(42頁)に述べており、また、地すべり回答5(16・17頁)、奥西意見書回答2(4)(10・11頁)及び乙262号証の1(奥西意見書に対する追加回答)に述べられているとおりである。

(4) 横壁小倉(西久保)地区について(控訴人ら準備書面(15)第2部1(3)エ(38～40頁)及び第2部1(4)エ(42頁))

控訴人らは、国土交通省関東地方整備局は、横壁小倉地区において地すべりの発生後に対策工を施工したが、同様の地質・地形条件を持つ小倉地区の上下流側では地すべり対策は行われておらず、同地区で発生した地すべりの危険性を見逃していたにもかかわらず、それらの教訓を活かそうと

していない旨主張している。また、小倉地区一帯の法面保護工では地下水の侵出や土砂の流出も止まっておらず、同地区では地すべりの危険も土砂流失の危険も現在しているとも主張している。これらについては、原審における被控訴人らの準備書面（11）第1の4（2）（30・31頁）並びに同（21）第5の5（40頁）及び第5の6（4）（42頁）に述べており、地すべり回答4（13・14頁）及び奥西意見書回答2（3）（10頁）に述べられているとおりである。

3 大滝ダム、滝沢ダムの現在の状況（控訴人ら準備書面（15）第2部2（43頁））

控訴人らは、奈良県の大滝ダムや埼玉県の滝沢ダムを失敗例である旨繰り返し主張しているが、このことについては、当審における被控訴人らの準備書面（5）第1の2（3）（17頁）に述べたとおりである。

4 八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討（以下「八ッ場ダムの検討」という。）における地すべり対策

（1）地すべり地形等の抽出について（控訴人ら準備書面（15）第2部3（1）（43・44頁））

控訴人らは、国土交通省関東地方整備局が行った八ッ場ダムの検討におけるレーザープロファイラー測量図による地すべり対象地等の抽出は、従来の地すべり抽出箇所の22箇所を対象としたものであり、この22箇所を細分化したにすぎない旨主張するが、これらの主張に対しては、当審における被控訴人らの準備書面（5）第1の2（4）ア（イ）（19頁）に述べたとおりである。

（2）地すべり等の安定解析に用いる数値の設定について（控訴人ら準備書面（15）第2部3（2）（44頁））

控訴人らは、八ッ場ダムの検討における地すべり等の安定解析では「貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針（案）・同解説（平成2

1年7月国土交通省河川局治水課)」(乙343号証)に基づき地すべりの安定解析に用いる数値を機械的に設定しているだけであり、八ッ場ダム周辺の地形・地質条件を考慮すべきである旨主張しているが、これらの主張に対しては、当審における被控訴入らの準備書面(5)第1の2(4)イ(イ)(19・20頁)に述べたとおりである。

(3) 地すべり対策施設における地震対策について(控訴入ら準備書面(15)第2部3(3)(44頁))

控訴入らは、地震時における地すべりの挙動に関する評価手法が現時点では研究途上であるからといって、地震時の外力を全く無視してよいと言うことにはならないと主張しているが、控訴入らの主張には何ら理由がなく、何を言いたいのか不明である。

なお、地すべり対策施設における地震対策については、原審における被控訴入らの準備書面(19)第4の2(2)(17頁)及び当審における被控訴入らの準備書面(5)第1の2(4)ウ(イ)(20・21頁)に述べており、奥西意見書回答3(2)(13頁)に述べられているとおりである。

5 まとめ

貯水池周辺の地すべりの調査は、貯水池の試験湛水が終了するまで継続的に行われるのが一般的であり、八ッ場ダムにおいても、今後も実施される地すべり調査や設計作業により精度向上が図られ、試験湛水にあたり貯水池周辺全域の斜面を対象とした再検討も予定され、貯水池周辺の地すべりに対する評価や対策等の修正が図られていくものであり、当審における被控訴入らの準備書面(5)第1の1(5~12頁)に述べたとおり、国土交通省関東地方整備局によって行われた八ッ場ダムの検討にその調査結果を反映することができたレーザープロファイラー等の最新技術による精度の高い調査もその一例であって、検討過程の一断面をとらえて、八ッ場ダムが欠陥ダム

のような主張をするのは極めて不適切である。

いずれにせよ、地すべり等の問題は国の事業施行上の技術的問題に過ぎず、このような事柄は茨城県を含む1都5県にとって一見して明白なものではないため、国土交通大臣の受益者負担金の納付の通知を違法無効たらしめるものではない。

第2 控訴人ら準備書面（17）について

1 環境法規違反に関する問題について（控訴人ら準備書面（17）第1章（2～28頁））

控訴人らは、八ッ場ダム建設事業については、環境影響評価が不十分である、生物の多様性に関する条約、絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律に反するなどとして、環境影響評価義務を怠った違法な国の事業に茨城県が公金を支出することは違法である旨主張している。

しかし、これらの主張は、原審における控訴人らの最終準備書面（6）及び控訴理由書（157・158頁）における控訴人らの主張の域を出るものではなく、その主張自体から明らかだとおり、水没住民等の利害に関わるものではあっても、治水・利水に関する負担金の支出も含めて茨城県知事の財務会計行為とは全く無関係であり、茨城県に対する不法行為の成否や財産的損害とも全く無関係であって、本訴請求の主張としては無意味で主張自体失当のものである。このことについては、原審における被控訴人らの準備書面（12）、同（17）第4の2（4）（28頁）、同（19）第5（17・18頁）及び同（21）第6（43頁）並びに当審における被控訴人らの準備書面（5）（29頁）に述べたとおりであり、また、乙176号証の1及び乙247号証の1の国土交通省関東地方整備局長の回答に述べられているとおりである。

2 八ッ場ダム予定地の遺跡に関する問題について（控訴人ら準備書面（17）

第2章（28～54頁）

控訴人らは、茨城県環境影響評価技術指針を引用し、八ッ場ダム予定地周辺で発掘された遺跡（埋蔵文化財）は、文化財保護法上の重要文化財であるから、環境影響評価を行っていないことは違法であり、さらには、埋蔵文化財の発掘調査によって出土した遺跡を水没させることは世界遺産条約に違反するから、このような重大かつ明白な違法性が存在する八ッ場ダム建設事業に公金を支出することは違法である旨主張しているが、上記1のとおり、このような主張は、その主張自体から明らかだとおり、茨城県知事の財務会計行為とは無関係であり、主張自体失当のものでしかない。このことについては、当審における被控訴人らの準備書面（5）（29・30頁）に述べたとおりである。

補 足

本件は、「はじめに」で述べたように、法律問題で決着させるべき事案といえるが、最後に、八ッ場ダム建設事業のこれまでの経緯と現状について簡単に触れておきたい。

八ッ場ダム建設事業は、利根川の治水政策と関係都県の利水にとってに必要な施設として、昭和42年以降長い年月をかけて関係都県や専門家等を交えて検討が重ねられ推進されてきた事業であり、また、地元住民等の長年にわたる議論と苦渋の選択により受け入れられた事業である。

しかし、平成21年9月の政権交代により、民主党の前原元国土交通大臣が突如八ッ場ダム建設事業の中止を明言したことによって混乱が始まった。この八ッ場ダム建設事業の中止の方針に対しては、根拠の説明がなく、代替案の提示もなく、関係都県、地元住民、沿川住民等の意見を聴かずその意向に反してなされた頭ごなしの決め付けであったことから、関係1都5県、地元町村・住民、沿川住

民等から強い抗議と中止撤回の要請が寄せられた。

国土交通省は、予断を持たずダム事業の検証を行うこととし、平成21年12月3日には、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を立ち上げ、馬淵元国土交通大臣就任後の平成22年9月27日には、有識者会議がまとめた「今後の治水のあり方について 中間とりまとめ」が国土交通大臣に報告され、検証の対象とされた全国の83事業84施設の各個別ダムの検証が始まられることになり、八ッ場ダムについては、同日に「八ッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（検証に係る検討の透明性と客観性を確保するため、検討主体（関東地方整備局）及び関係地方公共団体の長（1都5県知事と9市区町長）を構成員とする検討の場）が設けられることになった。

その後、八ッ場ダム建設事業は、検証のプロセスをすべて終了し、平成23年12月22日に、前田元国土交通大臣のもとで八ッ場ダム建設事業の「建設継続」の方針が決定され、「平成24年度予算」に八ッ場ダムの「本体工事の準備に必要な関連工事費等」（以下「本体関連工事費」という。）が計上されたが、いわゆる「官房長官裁定」により、本体関連工事費の予算執行に際しては、利根川水系河川整備計画を策定すること及びダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案（以下「ダム特措法案」という。）を第180回通常国会に提出することが求められた。そして、同案は第180回通常国会会期中に提出されたが、「審査未了」で廃案となっている。

国土交通省関東地方整備局では、官房長官裁定で本体関連工事費の予算執行条件とされた「利根川水系河川整備計画」の策定作業を進めてきたが（なお、平成24年12月の衆議院議員総選挙の結果、自由民主党・公明党が政権与党に返り咲き、八ッ場ダム建設事業については、国土交通省において適切に対処することとしており、官房長官裁定にかかわらず、早期完成に向けた取り組みを進めると

の見解が示されている。), 学識経験を有する者, 関係住民等及び関係都県知事からの意見聴取など河川法が規定するプロセスを経て, 平成25年5月15日に, 八ッ場ダム建設事業について明記された「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】」(以下「整備計画」という。)が策定され, 公表された(乙353号証の2の54・61頁)。

なお, 整備計画の策定に先立ち, 関東地方整備局は, 平成25年4月24日に整備計画(案)を作成のうえ, 河川法16条の2第5項に基づく関係都県知事への意見聴取を行ったが(乙356号証), 関係都県知事からの意見は, 整備計画(案)に対する異議はなく, 早期整備を望む旨の意見であった(乙368号証)。

このように, 八ッ場ダム建設事業については, 当時の民主党政権下での前原元国土交通大臣の八ッ場ダム建設事業の中止表明に始まり, ダム建設事業の検証, 前田元国土交通大臣の事業継続の対応方針の決定, 八ッ場ダム建設事業が位置付けられた整備計画の策定など, 平成25年7月までの3年10ヶ月に渡る糺余曲折を経てきたところであるが, 首都圏さらにはわが国全体の社会・経済活動にとって, 治水・利水の両面から重要な意義をもち, さらには地元住民等の長年にわたる議論と苦渋の選択により受け入れられた八ッ場ダムの早期完成に向けて, 関東地方整備局及び関係1都5県は, 連携を図りながら一步一歩着実に取り組んでいる。

以上については, 被控訴人ら上申書並びに上申書(2), (3)及び(4)を併せてご参照頂きたい。

以上